

過誤申立事由コード一覧

サ ー ビ ス 種 類		申立事由コード			
		通常過誤		同月過誤	
介護 給付	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・居宅療養管理指導 夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	10	02	10	12
	短期入所生活介護	21	02	21	12
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	22	02	22	12
	短期入所療養介護(病院・診療所)	23	02	23	12
	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	30	02	30	12
	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	32	02	32	12
	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	34	02	34	12
	居宅介護支援(サービス計画)	40	02	40	12
	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	50	02	50	12
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	60	02	60	12
予防 給付	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ 介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防居宅療養管理指導 介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	11	02	11	12
	介護予防短期入所生活介護	24	02	24	12
	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25	02	25	12
	介護予防短期入所療養介護(病院・診療所)	26	02	26	12
	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	31	02	31	12
	介護予防特定施設入居者生活介護	33	02	33	12
	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	35	02	35	12
	介護予防支援(サービス計画)	41	02	41	12

※通常過誤…毎月15日締切。提出の翌月初旬に国保連より過誤決定通知書が送付され、過誤申立したサービス提供月分が報酬支払額より差し引かれます。

※同月過誤…毎月20日締切。提出した翌月10日までに再請求をして頂くことで、過誤申立書提出の翌々月の報酬から正誤の請求の差額分が差し引かれます。
再請求を行う時期については、通常過誤と変わりません。